

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田市停車場酒巻線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先まで</p> <p>同市大字北河原字陣場一四三六番一</p> <p>先から</p> <p>行田市大字犬塚字反町一四二五番地</p>	<p>まで</p> <p>同市大字酒巻字宿裏一五七一番地先</p> <p>先から</p> <p>行田市大字犬塚字反町一四二五番地</p>	<p>区 間</p>
<p>一七・三〇〇</p> <p>二四・九〇</p>	<p>六・六〇〇</p> <p>一八・四〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一八五七・〇〇</p>	<p>一八五八・七〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>